

令和7年度福島県立高等学校入学者選抜 後期選抜募集要項 福島県立橘高等学校

橘高等学校 アドミッション・ポリシー（高校で求める生徒像）

- ・ 3年間での目標を持ち、その達成に向けた取組をはじめとして着実に努力できる生徒
- ・ 知的好奇心が豊かで、自ら学び考えようという意欲を持って積極的に学習に取り組む生徒
- ・ 向上心を持ち、自己の成長に向けて部活動・生徒会活動・地域活動等に積極的に挑戦する生徒
- ・ 自己のみならず、他者に対しても共感的な姿勢で接することができる生徒

【 本募集要項の記載事項 】

- 1 対象学科及び後期選抜入学者募集定員
- 2 出願資格
- 3 出願手続き及び出願に必要な書類
- 4 出願期間
- 5 自己申告書の提出
- 6 併願の取扱い
- 7 出願先変更
- 8 出願の取消し
- 9 選抜方法・選抜資料
- 10 面接等の日時及び会場
- 11 合格者発表

令和7年度 福島県立高等学校入学者選抜 後期選抜募集要項

福島県立橘高等学校

〒960-8011 福島市宮下町7番41号 TEL 024-535-3395

FAX 024-535-3397

令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱により、前期選抜において定員が充足しない場合に、下記のとおり募集する。

1 対象学科及び後期選抜入学者募集定員

普通科 募集定員（280名）から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 出願資格

次の条件を満たす者とする。

中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和7年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）又は中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

3 出願手続き及び出願に必要な書類

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、下記の書類を提出する。

① 入学願書（県教育委員会作成の用紙に記入したもの）

入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

③ 受験票用紙（県教育委員会作成の用紙に、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会作成の用紙に、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者は、下記の書類を直接提出する。

① 入学願書(上記(1)①に同じ)

② 健康診断書(令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの)

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

④ 受験票用紙(県教育委員会作成の用紙に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会作成の用紙に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 県外等からの出願については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第2 前期選抜」の「1 出願」の「10 県外等からの出願」に定めるところによる。

ただし、その中にある「上記8に示した出願書類」は、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示した「第3 後期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」とする。

- (4) 東日本大震災により避難している生徒等の出願については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」に定めるところによる。
- (5) 避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の出願については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」に定めるところによる。
- (6) 障がい等のある志願者に対する配慮については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第4 その他」の「1 障がい等のある志願者に対する配慮」に定めるところによる。
- (7) 激甚災害(当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。)による入学検定料の免除については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第4 その他」の「4 入学検定料の免除」に定めるところによる。

4 出願期間

- (1) 令和7年3月17日(月)から3月18日(火)までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封の上、令和7年3月18日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由(病気・事故等)により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書(県教育委員会作成の用紙に記入したもの)を出願に際して本校校長に提出できる。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒(定形)を同封する。
- (2) 提出期間は、令和7年3月17日(月)から3月21日(金)までとする。
郵送の場合には、3月21日(金)必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、祝日は受け付けない。

6 併願の取扱い

併願の取扱いについては、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第2 前期選抜」の「1 出願」の「6 併願の取扱い」(3)に定めるところによる。

7 出願先変更

志願者は、令和7年3月19日(水)に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
ただし、午後4時30分までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

8 出願の取消し

出願の取消しについては、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第2 前期選抜」の「1 出願」の「13 出願の取消し」に定めるところによる。

9 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は25点満点とし、合計160点満点とする。

部活動や地域クラブ活動の実績や取組等は総合的に評価し、段階評価する。

(2) 面接

個人面接を実施する。

面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語、社会、数学、理科、外国語（英語））を含む。

面接については、段階評価する。

(3) 小論文

小論文を課す。

小論文は課題文を読んで設問に答える形式とする。

小論文については、点数化し、40点満点とする。

10 面接等の日時及び会場

(1) 日 時 令和7年3月24日(月)

・集合 午前8時15分

・小論文と面接 午前9時～

(2) 会 場 福島県立橘高等学校

(3) 持参するもの 受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム

また、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まない。



11 合格者発表

(1) 令和7年3月25日(火)午後3時以降に本校において発表し、合格者には、合格通知書を交付する。合格者は、受験票を持参の上、本校所定の場所で同日午後4時までに合格通知書を受領する。

(2) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すこともある。